

議案第37号

幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第14条中「年3パーセント」を「年3パーセント以内で規則で定める率」に改める。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。